

提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

【施策の内容等に関するもの】(2件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>子どものいる場所での喫煙による受動喫煙は止めるべきとの周知徹底と施策・規制がより一層必要なため、素案にある子どもをたばこの害から守るための施策の推進をよろしく願います。</p> <p>《補足》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胎児を含む子どものいる場所や傍での喫煙(加熱式タバコを含む。)は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷付け、蝕み、成人後にも及ぶ多大な影響を与えており、既に多くのエビデンスの集積がある。 ・子どもたちの多くは、受動喫煙の害に思い及ばず、自らの意思で避けることが難しい。 ・都道府県等の受動喫煙防止条例では、受動喫煙の防止に向けた具体的な規定を設けている例がいくつかある。 ・子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするため、「禁煙外来治療費助成」の予算化を、県と市町村で御検討いただいております。 	<p>御意見のとおり、受動喫煙の防止に向けた取組の充実・強化が必要なため、引き続き、「山口県たばこ対策ガイドライン」に基づき、受動喫煙防止対策を始めとするたばこ対策を推進してまいります。</p>
2	<p>「多様な子どもたちが読書活動に親しむことができる環境整備及び学校図書館予算の確保に取り組めます。」というように、予算を充実させることについての文言を付け加えていただきたい。</p>	<p>「多様な子どもたちが読書活動に親しむことができる環境」には、学校図書館も含まれており、引き続き「山口県子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館資料の整備・充実や公立図書館による支援を促進し、子どもたちの読書機会の確保に取り組んでまいります。</p>

【数値目標に関するもの】(2件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>各種目標設定が明示されているが、今までの推移も大事なので、現状や目標値の他に、現状より10年程前の実績数値を過去値として掲載すべきと考える。</p>	<p>毎年度、「子育て文化創造白書」により、数値目標の進捗状況を管理するとともに、「山口県子育て文化審議会」においても議論を行い、新たな数値目標を設定しています。</p>
2	<p>学校図書館の蔵書数の数値目標を付け加えていただきたい。</p>	<p>子どもの読書活動については、「山口県子ども読書活動推進計画」に基づいた取組を進めています。</p> <p>本プランの数値目標については、同計画と整合を図っていることから、蔵書数の数値目標を追加することは考えていません。</p>

【表記等に関するもの】(4件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>アンケート結果を取り扱う場合は、調査方法や調査人数、回答率等を明示すべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、調査対象者数や有効回答数を追加しました。</p>
2	<p>用語解説を実施する語句の再精査をお願いする。</p>	<p>用語解説について再精査しました。</p>
3	<p>「小・中学校における少人数教育を更に推進し、基本的な生活習慣・学習習慣の形成や学力の向上等を図る</p>	<p>御指摘の部分については、「山口県教育振興基本計画」において詳細に取り組むべき内容</p>

	<p>とともに、日本語指導が必要な児童生徒やヤングケアラーなどへの支援を充実します。」とあるが、これをひとまとめにするのではなく、例えば下のようにして細かく説明してほしい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小・中学校における少人数教育の推進 2 基本的な生活習慣・学習習慣の形成 3 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 4 ヤングケアラーへの支援の充実 	等について示し、支援の充実に取り組んでいくこととしています。
4	幼稚園・保育所・学校等での事故防止対策の項目で、「幼稚園・保育所等」と記載があるが、「学校・幼稚園・保育所等」として欲しい。	就学前の幼稚園・保育所等と就学後の学校等で内容が異なるため、分けて記載しています。

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】(6件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>同時期に別途複数の県パブリック・コメントが実施されており、更に年末・年始が募集期間に含まれているため、1か月での資料内容確認・関係資料確認・意見作成は個人では困難と思われるので、意見募集期間の延長、あるいは修正した素案での再意見募集を求める。</p> <p>前述対応が不可の場合は、今後のパブリック・コメント／意見募集実施の際は、資料量や世間一般の繁忙時期、意見募集の集中具合等を考慮した意見募集期間の設定をお願いする。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づいて実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等の作成過程において決定しており、期間の延長等の予定はありません。</p>
2	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。</p>	
3	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページへの掲載、またSNSで発信するとともに、新聞広告(12月26日の山口新聞及び中国新聞)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、効果的な広報の実施について今後とも検討していきます。</p>
4	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願う。</p>	
5	<p>意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。</p>	
6	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願う。</p>	<p>本プランは、「山口県子育て文化審議会」等を通じ、様々な分野から子育て支援・少子化対策について幅広く意見をお聴きし、その意見を踏まえて作成しています。</p>